

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	千葉市 外国人に対する生活保護の措置に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉市は、外国人に対する生活保護の措置に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

千葉市長

## 公表日

令和7年12月9日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	外国人に対する生活保護の措置に関する事務
②事務の概要	<p>厚生省通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号)に基づき、生活保護法による保護の決定実施の取り扱いに準じて必要な保護を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項及び千葉県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年千葉県条例第63号。)第3条に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①生活保護の開始又は変更の申請の受理</li><li>②生活保護の申請に係る事実についての審査又は申請に対する応答</li><li>③生活保護法第29条第1項の規定に準じた資料の提供等の求めに関する事務</li><li>④就労自立給付金の支給の申請の受理</li><li>⑤就労自立給付金の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</li><li>⑥進学・就職準備給付金の支給の申請の受理</li><li>⑦進学・就職準備給付金の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</li><li>⑧生活保護法第63条の規定に準じた保護に要する費用の返還</li><li>⑨生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から3項までの規定に準じた徴収金の徴収</li><li>⑩生活保護費、生活保護台帳記載事項の変更</li><li>⑪生活保護の停止・廃止</li><li>⑫生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携</li><li>⑬被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務</li></ul> <p>(委託元:千葉県 委託先:社会保険診療報酬支払基金)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理</li><li>②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務</li><li>③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</li></ul> <p>これらの事務には、福祉システム等が利用されている。また、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会及び提供を行う。</p>
③システムの名称	①福祉システム ②業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム) ③中間サーバー ④統合専用端末 ⑤医療保険者等向け中間サーバー等

## 2. 特定個人情報ファイル名

生活保護受給者情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第2項、千葉県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条 別表の1
--------	---

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第11号、千葉県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条 別表の1	

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉局保護課
②所属長の役職名	保護課長

## 6. 他の評価実施機関

<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	総務局総務部政策法務課市政情報室 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所5階 電話番号043-245-5717
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	保健福祉局保護課 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 電話番号043-245-5165
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> [ <input type="checkbox"/> ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に従い、特定個人次情報を含むデータを電子媒体に記録し、執務室内のみでの移動であるが、当該データについて暗号化を行い、パスワードで保護を行っている。また、利用後の電子媒体については、メディアシュレッダーによる物理的な破壊により、復元不可能な状態にしている。いずれの局面においても複数人での確認を行うようしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている                      ] <p style="text-align: right;"> &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れて行っている  2) 十分に行っている  3) 十分に行っていない </p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発                      ] <p style="text-align: right;"> &lt;選択肢&gt;  1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策  2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策  3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策  4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策  5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)  6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策  7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策  8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  9) 従業者に対する教育・啓発 </p>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である                      ] <p style="text-align: right;"> &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている  2) 十分である  3) 課題が残されている </p>
判断の根拠	特定個人情報等の適正な取扱いに関する教育研修実施計画に従い、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。こういった対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月31日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	就労自立給付金	就労自立給付金若しくは進学準備給付金	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	就労自立給付金	就労自立給付金若しくは進学準備給付金	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	行政手続きにおける	行政手続きにおける	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	⑨	⑩	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	⑧	⑩	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	⑦生活保護法第77条第1項または	⑨生活保護法第77条第1項又は	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	⑥	⑧	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	新規	⑦進学準備給付金の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	新規	⑥進学準備給付金の支給の申請の受理	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	福祉総合情報オンラインシステム等	福祉システム等	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	①福祉総合情報オンラインシステム	①福祉システム	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法(平成25年5月31日法律第27号)・第9条第1項 別表第一の十五の項	・番号法第9条第1項及び別表第一の十五の項	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(9の項、10の項、14の項、16の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、50の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項)	(9の項、10の項、14の項、16の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、119の項)	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第二欄(事務の内容)に「生活保護関係情報」	第二欄(事務の内容)に「生活保護法による保護の決定等に関する事務」	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保護課長 市原 智久	保護課長	事後	
平成30年7月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	平成30年7月1日 時点	事後	
平成30年7月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	平成30年7月1日 時点	事後	
平成31年4月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務③システムの名称	福祉システム、業務共通システム、中間サーバ、番号管理連携システム	福祉システム、業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)、中間サーバ	事後	誤記の修正
平成31年4月4日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	平成31年1月4日 時点	事後	
平成31年4月4日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	平成31年1月4日 時点	事後	
平成31年4月4日	IV リスク対策		新規	事後	
令和3年10月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	厚生省通知「生活に困難する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号)に基づき、生活保護法による保護の決定実施の取り扱いに準じて必要な保護を行う。  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項及び千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年千葉市条例第63号。)第3条に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  ①生活保護の開始又は変更の申請の受理 ②生活保護の申請に係る事実についての審査又は申請に対する応答 ③生活保護法第29条第1項の規定に準じた資料の提供等の求めに関する事務 ④就労自立給付金の支給の申請の受理 ⑤就労自立給付金の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ⑥進学・就職準備給付金の支給の申請の受理 ⑦進学・就職準備給付金の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ⑧生活保護法第63条の規定に準じた保護に要する費用の返還 ⑨生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から3項までの規定に準じた徴収金の徴収 ⑩生活保護費、生活保護台帳記載事項の変更 ⑪生活保護の停止・廃止 ⑫生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ⑬医療保護者健康管理支援事業の実施に関する事務  (委託元:千葉市 委託先:社会保険診療報酬支払基金) ①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等  これらの事務には、福祉システム等が利用されている。また、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会及び提供を行う。	厚生省通知「生活に困難する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号)に基づき、生活保護法による保護の決定実施の取り扱いに準じて必要な保護を行う。  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項及び千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年千葉市条例第63号。)第3条に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  ①生活保護の開始又は変更の申請の受理 ②生活保護の申請に係る事実についての審査又は申請に対する応答 ③生活保護法第29条第1項の規定に準じた資料の提供等の求めに関する事務 ④就労自立給付金の支給の申請の受理 ⑤就労自立給付金の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ⑥進学・就職準備給付金の支給の申請の受理 ⑦進学・就職準備給付金の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ⑧生活保護法第63条の規定に準じた保護に要する費用の返還 ⑨生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から3項までの規定に準じた徴収金の徴収 ⑩生活保護費、生活保護台帳記載事項の変更 ⑪生活保護の停止・廃止 ⑫生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ⑬医療保護者健康管理支援事業の実施に関する事務  (委託元:千葉市 委託先:社会保険診療報酬支払基金) ①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等  これらの事務には、福祉システム等が利用されている。また、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会及び提供を行う。	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	福祉システム、業務共通システム、中間サーバー、番号管理連携システム	①福祉システム ②業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム) ③中間サーバー ④統合専用端末 ⑤医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第10号、千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条 別表の1	番号法第19条第11号、千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条 別表の1	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務局総務部政策法務課市政情報室 〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉コミュニティセンター2階 電話番号043-245-5716	総務局総務部政策法務課市政情報室 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所5階 電話番号043-245-5717	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	項目なし	適用なし	事後	
令和7年12月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月4日時点	令和7年3月31日時点	事後	
令和7年12月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月4日時点	令和7年3月31日時点	事後	
令和7年12月9日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業(人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か)	項目なし	十分である	事後	
令和7年12月9日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業(判断の根拠)	項目なし	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に従い、特定個人情報を含むデータを電子媒体に記録し、執務室内のみでの移動であるが、当該データについて暗号化を行い、パスワードで保護を行っている。また、利用後の電子媒体については、メディアシュレッダーによる物理的な破壊により、復元不可能な状態にしている。いずれの局面においても複数人での確認を行うようしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和7年12月9日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策(最も優先度が高いと考えられる対策)	項目なし	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年12月9日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策(当該対策は十分か【再掲】)	項目なし	十分である	事後	
令和7年12月9日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策(判断の根拠)	項目なし	特定個人情報等の適正な取扱いに関する教育研修実施計画に従い、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。こういった対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	